

介護保険制度改正に係る意見書

平成27年度からの第6期介護保険事業計画に係る制度改正において、現在介護予防サービスを提供している要支援1・2認定者を地域支援事業へ移行させることが計画されており、地方自治体に対する財源手当は確保するとのことであるが、将来にわたっての財源確保については不安がある。また、地域包括支援センターの体制強化と業務の拡大に対する具体的財源も示されていない。このままでは、財政力による地域間格差が生じる。

特別養護老人ホームへの入所要件を要介護3以上の高齢者とする計画であるが、認知症、知的・精神障害、家族のサポートが困難、家族の虐待が深刻な場合等、様々な要因に対応できるようなガイドラインが求められる。

介護サービス利用者のうち3割程度は要支援者であり、介護予防給付費も4,000億円を超える額となっており、現行制度は介護予防に大きな役割を果たしてきた。こうした状況の中で、急激な制度変更は市町村や現場の事業者に大きな混乱をもたらすことになりかねない。

よって、国におかれては、下記の項目に十分配慮の上、格段の取組を行うよう強く要望する。

記

- 1 要支援1・2認定者を地域支援事業へ移行するに当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成をするとともに、先進的な事例等を保険者に周知し、保険者が市民に対して丁寧な説明が行えるよう努めること。
- 2 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に取り組めるよう配慮するとともに、地域間格差が生じないように十分な財源確保をすること。
- 3 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくり等の基盤整備が重要であることから、市町村における環境整備にあわせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力強化のため必要な人材の確保等、消費税財源等をはじめとして有効に活用すること。
- 4 特別養護老人ホームへの入所基準「要介護3以上」以外に、必要な人が入所できるよう市町村の裁量を特例として明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月2日

兵庫県朝来市議会議長 能見 勇八郎